

藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

藤沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年藤沢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表1傷病補償年金（第13条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）の項1障害厚生年金等の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表2傷病補償年金（第13条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）の項1障害厚生年金等の項中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の藤沢市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第5条第2項及び第5項の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償（以下「傷病補償年金等」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 3 平成28年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された改正前の規定に基づく傷病補償年金等は、新条例による傷病補償年金等の内払とみなす。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、同一の事由により他の法律による年金たる給付が支給される場合に傷病補償年金等の額に乗じる調整率を改正する必要による。